

荒川区ブロック塀等撤去助成事業のご案内



～災害に強い街をめざして～

荒川区では、大規模な地震時にブロック塀等が倒壊し、周囲の人に危害を及ぼすことがないように道路・公園等に面する危険なブロック塀等の撤去のための費用の一部を助成しています。これから塀の撤去を考えておられる方は、ぜひご利用ください。

助成の対象

1. 道路・公園等に面する危険なブロック塀等
2. 塀の高さ(道路または地盤面から上端部までの垂直距離)が1.2mを超えるもの
塀の状況によっては、助成の対象にならない場合もありますので必ず事前にご相談ください。また、申請者要件や工事内容要件もありますのでご確認ください。
3. ブロック塀等の撤去工事に係る助成その他国、地方公共団体その他団体による助成の対象となるブロック塀等ではないもの。他の助成金等を受けてないもの

助成の内容

ブロック塀等の撤去に要する費用の2/3の額を助成します。ただし、1mあたり16,000円を上限とします。

助成にあたっての注意

2項道路(幅員4m未満の道路)に面する塀を撤去する場合、同じ位置には塀を建てられない可能性がありますので、ご注意ください。



平成28年熊本地震における
ブロック塀等の被害の実例

手続き方法

助成金の内定をうけた年度内に実施・
助成金の請求をしてください。

1. 事前相談
助成制度の利用される方は、まずご相談ください。
2. 現地調査
担当者が現地に伺い、対象ブロック塀等の調査をします。
3. 内定申請
助成金交付内定申請書類を提出してください。審査後、交付内定可否決定通知書をお送りいたします。
4. 撤去工事の実施
撤去工事を実施し、完了後に完了報告書・助成金交付申請書を提出してください。
審査後、交付可否決定通知書をお送りいたします。
5. 助成金の請求
助成金請求書を提出してください。
6. 助成金の交付
助成金は銀行振り込となります。

その他の助成制度

路幅4m未満の道路の拡幅、生垣の造成に伴いブロック塀等を撤去する場合は、それぞれ別に助成制度があります。詳細は下記までご相談ください。

その他詳細は、下記にお問合せください。

荒川区 住まい街づくり課 住宅係
電話 03 3802-3111 内線 2822・2826